

第

4

部

計画の推進に向けて

第1章 計画の推進体制の充実

本市では、庁内関係各課、保健医療・福祉・介護の関係者等との連携を図るとともに、すべての市民の理解や協力を得ながら、地域包括ケアシステムの実現に向けた事業・施策の総合的な推進を図ります。

1 計画の周知と情報提供の充実

すべての市民に共通する情報提供はもちろんのこと、高齢者が個別の事情に応じて必要となる情報を、必要な時に入手できるような環境づくりが必要です。

広報活動や相談事業、各種訪問活動等を組み合わせながら、様々な方法で情報提供の充実に努めます。

(1) 計画の周知

計画の推進にあたり、市民に計画の内容を理解していただくことが第一であることから、計画書概要版の配布、「広報やいた」やホームページへの掲載などを通じて計画内容の周知を図ります。

(2) 相談窓口等での情報提供

市民の個別ニーズに対応した情報提供は、相談窓口等における口頭での説明が基本となるため、説明資料の整備や職員の説明能力の向上を図り、情報提供の充実に努めます。

(3) 広報媒体の活用による多様な情報提供

市が行っている事業の状況、サービス利用にあたっての留意事項など広く一般に提供すべき情報については、「広報やいた」やホームページ、高齢者だより「ロロ&ロウ」などに情報を掲載するとともに、すべての市民にとって分かりやすく情報が提供できるよう努めます。

社会福祉協議会が発行する「矢板市高齢者等外出支援マップ」により、外出支援協力店の情報提供を行います。

(4) 情報のバリアフリー

高齢者にとって分かりやすく情報を伝えるため、文字の大きさや専門用語を使わず平易な言葉で表現し、また、イラストや図表を用いることや、レイアウトや色使いなどを工夫しながら、情報の提供に努めます。

2 連携体制の強化

(1) 国・県等との連携

広域的な調整に関する事などは、国・県等と必要な連携を図ります。

(2) 庁内の連携体制

計画の推進にあたっては、保健・福祉の分野を中心に、庁内関連部局と連携すべく、庁内連絡会議等を発足し必要に応じて会議を開催し、各種施策・事業を推進します。

(3) 地域との協働体制

本計画は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、地域全体で高齢者を支える体制を実現していくための計画でもあります。

そのため、行政はもちろんのこと、市民、団体や関連機関、企業等の事業者、地域が相互に連携を図りながら取り組むことが重要となります。

3 マンパワーの確保

高齢者の自立生活を支援し、また、生きがい活動や社会参加などの多様なニーズに対応していくには、公共の専門的な保健・福祉サービスとともに、地域住民等による身近で日常的な活動も重要となります。また、高齢者の多様なニーズとサービスとを結び付けて調整する機能や、人材の養成・確保も重要です。

市民が安心してサービスを利用できるよう、県や社会福祉協議会などの関係機関と連携し、担い手となる専門的な人材を養成・確保するとともに、人材の定着化に努めます。高齢者自身を含め、より多くの市民が地域福祉活動の担い手となるよう、地域、学校、事業者などへの働きかけを行うほか、各地域や市民団体等での人材確保に努めます。

(1) ホームヘルパー等の養成・確保

虚弱な高齢者等の自立支援や多様なニーズに応えるため、長寿社会開発センター、県、社会福祉協議会などの関係機関と連携しながら、ホームヘルパーや、日常生活自立支援事業における生活支援員等、保健・福祉における人材の養成・確保に努めます。

また、高齢者の心身状態や生活の多様化に伴って、専門性を要するケースも多くなることから、地域や施設でのリーダーとなる、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）や介護職員実務者研修修了者（旧介護職員基礎研修修了者及び旧ホームヘルパー1級）の養成・確保についても、関係機関と連携しながら推進します。

(2) 保健・福祉専門職の確保

高齢者介護が総合化・高度化していくなかで、介護支援専門員、保健師、訪問看護師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、介護福祉士、社会福祉士等、保健・福祉分野における専門職の重要性が高まっています。そのようなことから、増大する需要に対し人材不足にならないよう、県及び専門学校と連携を図りながら人材確保に努めます。

(3) 運営管理職員、相談職員の資質向上

総合的な高齢者プランの推進のため、専門的な職員研修等を通じて、事業運営管理や相談の対応等に携わる職員の資質向上を図ります。

(4) 住民活動・ボランティア団体等の人材確保支援

専門的なサービスとともに地域での見守りなど、市民による身近で日常的な支援が非常に大切です。より多くの市民が地域福祉活動の担い手となるよう、地域、学校、事業者などへの働きかけを行うほか、ボランティア連絡会などを通じて、各地域や市民団体等での人材確保に努めます。

第2章 計画の評価・見直し

1 進捗状況の把握・評価

本計画に基づく事業の実施状況や効果、課題などについては、適宜検証を行い、事業が円滑に実施されるよう努めます。地域包括支援センターの事業については、地域包括支援センター運営協議会において、事業内容や事業の成果などについて検討を行います。

得られた評価や課題については、適正な事業実施を図るため、今後の運営や計画の見直し時に反映します。

2 計画の見直し

本計画の最終年度となる平成32年度には、2025年を見据えた中長期的な視点も踏まえて見直しを図り、新たな3か年計画（平成33年度から平成35年度）を策定します。

社会福祉制度をめぐる情勢の変化、市の施策・事業の評価や課題などを踏まえて必要な見直しを行い、市の高齢者福祉の向上を図ります。

●進行管理のPDCAサイクルのイメージ

